

令和2年11月27日

質問に対する回答

市有財産売却「建物等解体撤去条件付」一般競争入札にかかる質問について、以下のとおり回答します。

質問 No.	質問内容	回答
1	<p>【対象地 東側敷地の扱いについて】 別添、公図（写し）のとおり敷地東側、川との間にいろいろ敷地がまたがっています。</p> <p>建物建築の際に道路扱いにならなければ隣接宅地に日陰が発生するため建物の高さ制限が出てきて、高層建物が建築できません。</p> <p>道路扱いが可能か、お聞かせ下さい。</p>	<p>今朝白1丁目584番2、586番3、586番4、587番1に関しては、栖吉川の河川区域であることを新潟県長岡地域振興局から確認していただきました。</p> <p>今朝白1丁目584番7に関しては、長岡市土木部道路管理課が所管する土地となります。</p> <p>長岡市都市整備部建築・開発審査課に確認したところ、建築基準法上は「水面その他これらに類するもの」として取り扱う、とのことでした。</p>